

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気 水 第 148 号

平成29年11月24日

1 改正の背景及び趣旨

カドミウム及びその化合物については、平成26年に水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に基づく一律排水基準が強化されたが、直ちに排水基準を満足することが困難な業種については、暫定排水基準が定められている。

このたび、この暫定排水基準適用業種のうち、非鉄金属第1次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）及び非鉄金属第2次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）並びに溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）の暫定排水基準適用期間が平成29年11月30日に終了することから、排水濃度の実態等を踏まえた検討が行われ、適用期間の終了後は、一般排水基準での規制に移行することとされた。

この見直しを受け、カドミウム及びその化合物に関して水濁法と同様の暫定排水基準を定めている「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年規則第105号。以下「平成26年改正規則」という。）」の暫定排水基準の適用について、改正を行うこととした。

2 改正の内容

平成26年改正規則附則第3に定めるカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準のうち、非鉄金属第1次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）及び非鉄金属第2次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）並びに溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に適用する規制基準を廃止し、業種によらない一律の規制基準「0.03mg/L」を適用することとした。

3 施行日

平成29年12月1日